# 避難行動要支援者名簿制度

## をご存じですか？

## 1　避難行動要支援者登録制度とは

避難行動要支援者とは、災害が発生したときや発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方です。
市では、災害が発生したとき安否確認や避難等の手助けが地域で素早く、安全に行われるために、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供しています。

## 2　制度の流れ

要支援者

地域との関わり

安否確認・見守り等

避難支援等関係者
（民児協、社協等）

個人情報
開示の同意

個人情報
開示の意向確認

北名古屋市

名簿の提供

相談・報告

## 3　対象となる方

在宅の方で下記の要件に該当する方が対象になります。(施設入所・入院されている方を除く)

⑴　介護保険の要介護3以上に該当する方

⑵　身体障害者手帳1級又は2級を所持している方

⑶　療育手帳A判定を所持している方

⑷　精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方

⑸　前各号に掲げる者のほか、市長が支援を必要と認める者(難病・高齢者等)

## 4　避難支援等関係者(名簿の提供先)

・北名古屋市役所　・民生委員児童委員協議会　・社会福祉協議会

・自主防災会(自治会)　・西枇杷島警察署　等

## 5　名簿の内容

・氏名　・生年月日　・性別

・住所または居所　・電話番号や緊急連絡先　・避難支援等が必要な理由

・その他避難支援等の実施に必要な事項

※個人情報の取扱いについては、北名古屋市及び避難支援等関係者において適正に管理します。災害時には個人情報の提供に同意されていない方も、情報を提供する場合がありますが、提供時には北名古屋市より取扱いについて説明します。

この制度は、地域の助け合い(共助)によって、
少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。
しかし、災害時は、避難支援等関係者も被災者となるため、
**登録したから必ず支援してもらえるというものではありません。**
まずは、自分の身は自分で守る(自助)の意識を持って、
日頃から隣近所や町内会の方との関わりを深め、
地域における顔の見える関係づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

【お問合わせ先】
避難行動要支援者登録制度　北名古屋市役所　社会福祉課(市役所西庁舎1階)
避難所及び防災対策　北名古屋市役所　防災交通課(市役所西庁舎2階)
電　話　22－1111/FAX　24－0003
アドレス　shakai@city.kitanagoya.lg.jp